

学生協ニュース

No.11

東北大学学生生活協議会広報委員会

有朋・日就寮の入寮募集停止解除及び募集再開後の措置

学生生活協議会(学生協)は、有朋・日就2寮の入寮募集停止解除の条件を決定し、下記の内容を文書で寮連等へ平成11年12月21日に通知しました。学生寮自治会連合(寮連)及び2寮が自らの非を認め、解除の条件を直ちに履行し遵守することを学生協が確認すれば、平成12年度新入生の2寮への入寮募集を大学として決定できます。

入寮募集停止解除の条件(要旨)

(前提条件)

以下のことについて、文書で回答すること。なお、これを公開します。

(解除の条件)

1. 大学の規程に基づく電気料を今後も支払うという確約書を提出すること。
- 2- (1) 不法入寮者の退去と大学によるその確認。
(2) 入寮募集停止の大学の決定に従わず「自主募集」した責任を表明すること。
3. 電気料是正や不法入寮問題での主張を通すために暴力的行為を行ったことに対して、謝罪及び見解を出すこと。
 - ① 学寮専委員長や事務官の長時間にわたる拘束等や国有財産への損壊等の不法行為等への謝罪。
 - ② 総長室乱入及び法学部教授会乱入事件等の暴力行為等への見解の表明

(入寮募集再開後の措置)

1. 不法入寮者については、2寮への入寮を一時的に禁止する。
2. 再び不払い、その他著しい不法行為等があった場合は直ちに入寮募集を停止する。

入寮募集停止の解除は、「解除の条件」と「入寮募集再開後の措置」について、
文書で回答することを前提条件としています

(解除の条件)の趣旨を説明します

条件1、2、3は、学寮が真に勉学を志す学生にとってふさわしい場として、正常に管理運営された状態で広く公平に開かれることを目指したのですが、まずなによりも現在の混乱状態がすみやかに解消され、憂うべきこの種の状況が将来再発することを防ぐためのものです。

条件1 私生活費自己負担の原則に基づく是正を寮連等が今後も認め、電気料不払い運動を二度と繰り返さないことの確約を求めています。

条件2 第一に、許可なく寮に居座り続けている不法入寮生の即時退去を要求するものです。いうまでもなく、退去の完了が具体的な事実として確認されなければなりません。

第二に、大学の決定と、その根拠となる大学の学寮管理権を無視して「自主募集」を強行し、新入生を2寮に入居させたことが不法行為であったこと、そしてその不法行為を教唆し助長した責任が自らにあることを、寮連と2寮委員会は深く認め、そのような不法行為を今後は二度と繰り返さないことも明確に宣言することを求めています。

条件3 寮連及び2寮はこれまで数々の暴力的行為を行なってきました。これらはどれを取っても刑法上の犯罪行為になりかねず、どれ一つでも充分入寮募集停止の理由となり得るものです。その事実を深く反省して大学に謝罪し、今後二度と繰り返さないことを約束することを、大学は寮連と2寮に要求します。たとえ直接には手を下していない場合でも、それが許されざる行為であったことをはっきりと認める見解の表明を要求します。

(入寮募集再開後の措置)の趣旨を説明します

第一に、大学の再三の説得や退去勧告にもかかわらず入居を続けた不法入寮者に対するの責任を問うものです。不法入寮という大学の決定に対する違反行為の重大さから見て、少なくとも入寮募集開始後に入寮を一時禁止する措置が必要と考えています。他方、大学の決定に従って入寮をあきらめた学生がおり、また不用意に入寮してしまっても大学の勧告に従って退去した学生もいます。この措置は、そのような不公平を是正する趣旨をも合わせて持っています。第二に、今回のような混乱が繰り返されることを防ぐためのものです。

従って、寮連及び2寮の回答文も以上の趣旨に合致したものでなければなりません。3条件だけに限定し、しかも単に寮連及び2寮の立場と見解が表明されただけでは、混乱が繰り返されないと認めることは出来ません。

平成12年度の新入生を正常化された学寮に迎えるよう努力しています

学生協は、学寮専門委員会(学寮専)を窓口として、寮連との非公式面談を行っています。解除の条件及び入寮募集再開後の措置を寮連に通知後も、大学の意思の疎通と寮生からの意見聴取の機会を3回もちました。このように大学は入寮募集停止解除も視野に入れて努力しています。一方寮連等からは1月24日付けで回答文が副総長等宛てに送付されましたが、上記の趣旨とはかけ離れたものであったので再検討するよう学寮専から伝えました。